



平成27年4月24日

各位

会社名 株式会社ナカノフドー建設
代表者名 取締役社長 竹谷 紀之
(コード番号 1827 東証第1部)
問合せ先 総務部長 岸田 伸弘
(TEL 03-3265-4661)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年4月24日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の第73回定時株主総会に付議することを決議致しましたので、下記の通りお知らせ致します。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されることに伴い、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されるため、非業務執行取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、また、継続的に有用な人材を確保できるようにするため、現行定款第23条(社外取締役の責任免除)及び第29条(社外監査役の責任免除)の一部を変更するものがあります。

なお、現行定款第23条(社外取締役の責任免除)の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下の通りであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(社外取締役の責任免除) 第23条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第23条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>
<p>(社外監査役の責任免除) 第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除) 第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成27年6月26日(予定)
平成27年6月26日(予定)

以上